

支部ニュース

2025 年 8 月 No.620

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 マゼン文京関口Ⅱ202 号 TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

発行 自由法曹団東京支部

- 2025 年 団東京支部サマーセミナー in 鎌倉 ご報告 幹事長 久保木 亮介
- 憲法的価値を踏みにじる潮流に正面から対決、
市民の生活に向き合った政治への転換をめざす決議
- 参議院選挙の感想 アディーレ法律事務所 烏谷 知樹
- <追悼> 上条貞夫先生 東京法律事務所 橋本 佳子

2025 年 団東京支部 サマーセミナー in 鎌倉 ご報告

幹事長 久保木 亮介（中野すずらん法律事務所）

8 月 22・23 両日に、由比ガ浜の KKR 鎌倉わかみやでサマーセミナーが開催されました。参加された皆さん、支部ニュースに感想をお寄せ下さい！以下、内容を報告します。

1 初日のメイン企画～内田聖子さんの講演

初日の内田聖子さん（アジア太平洋資料センター〈PARC〉共同代表）の講演「デジタル社会と民主主義～杉並の経験を踏まえて～」は、現地参加 30 数名、ZOOM を含め約 40 名の参加により行われました。

前半（「今、世界で起きていること 監視資本主義」）では、①ビッグ・テック（巨大 IT 企業群）が私たちインターネット利用者の属性・行動・嗜好を監視・把握し、ターゲティング広告や研究開発に利用し、農業生産・流通・販売・金融等の他業種を飲み込みながらビジネス分野を広げていること、②法規制が不十分な中、巨大 IT 企業によるプライバシー侵害、子供のゲーム依存、AI による女性差別や人種差別、アルゴリズムによる差別的な成績予測評価など、リアルな世界での人権侵害・差別が生み出されていること、③2024 年米大統領選におけるディープフェイクの濫発、兵庫県知事選以降の百条委メンバーへのネット上での異常な攻撃等、SNS が世論や選挙を動かし民主主義が脅かされていること、が豊富な事例・事象に触れながら語られま

した。

後半（「デジタル・デモクラシー」）では、①EU では国家のみならず巨大プラットフォーム等の私的アクターにも規制を及ぼすべきという議論が進み、欧州AI規制法等一定のAI規制が行われつつあること、②公共機関の顔認識システムの導入を禁じる条例案を可決したサンフランシスコ市議会、Google系企業による住民不在の「スマートシティ計画」を撤回させ緑と多文化共生を重視する住民生活中心のプランに切り替えたトロント市、オンラインで多様な市民の意見を集め政策や予算を決定しているバルセロナや杉並・岸本区政など、世界の自治体で監視技術に抵抗しつつ住民・地元企業・自治体が公共の利益と地域経済を形成してゆく取り組みが始まっていること、③規制と立法・訴訟により「デジタル立憲主義」を実現してゆく上で、弁護士を含む専門家の役割の責任は大きいこと、が語られました。

講演の後、選挙期間中のYOUTUBE等収益モデルの規制の必要性、国民投票が実施された場合のニセ情報対策の重要性、日本でのAI規制の必要性と弁護士の取組みの紹介、来年の杉並区長選で岸本さんが再選することの重要性等、様々な意見が出されました（内田さんは夜の懇親会にもご参加頂きました。ありがとうございました！）。



2 二日間を通じた情勢の議論と決議の採択

都議選・参議院選挙を通じて自民・公明が後退したもののリベラル勢力は伸び悩み、「日本人ファースト」を掲げる参政党や国民民主党が躍進しました。セミナーでは、執行部が提案した「憲法的価値を踏みにじる潮流に正面から対決し、市民の生活に向き合った政治への転換を目指す決議」を2日間の討論を踏まえて修正し採択しました。日本共産党の参議院議員・山添拓団員も、初日の議論と懇親会に参加しました。

また、いのちのとりで訴訟の最高裁勝利、馬毛島基地反対訴訟の取組み等、各方面での活動と成果が報告されました。

3 若手支部団員のための2日目企画

二日目は、5人のパネリスト（敬称略、加藤健次・国公法弾圧事件、笹山尚人・首都圏青年ユニオン、湊上隆・いのちのとりで訴訟、森孝博・首都圏アスベスト訴訟、小口明菜・横田基地公

害訴訟)に弁護団活動のやりがいと通常事件との両立のための努力や工夫についてお話いただきました。

その後、先輩弁護士と若手をシャッフルさせた6グループで議論しました。事件に習熟し独力で処理できるようになることが収入面の安定のためにも重要であること、ワークライフバランスと健康管理が大切であることなど、若手の皆さんの参考になる議論がなされたと思います。

多くの参加者のご協力により、充実した2日間となりました！



憲法的価値を踏みにじる潮流に正面から対決し、 市民の生活に向き合った政治への転換をめざす決議

- 1 2025年7月20日に投開票が行われた参議院議員選挙において、自公与党が過半数を割ることになった一方で、「日本人ファースト」を掲げた参政党や、「日本人が払った税金は日本人のために使うⁱ⁾」、国内防衛産業の製造基盤強化と装備移転の促進を公約にかかげる国民民主党が大きく伸長した。
- 2 今般の参院選に際しては、「外国人による犯罪事件が急増しているのに、不起訴となり司法でも優遇されているⁱⁱ⁾」「外国人の生活保護費や医療費を日本人が過重に負担させられているⁱⁱⁱ⁾」「同性婚や選択的夫婦別姓制度が導入されると外国人スパイが日本に入り放題になる」といった誤った言説が拡散された。これらの誤った言説に基づいて、外国人の強制送還・外国人生活保護の全廃、選択的夫婦別姓や同性婚への強い反対といった極端な主張が一部の政党・候補者によってなされた。そして、上記の極端な主張が、過激な主張により注目を集めるほど収益を上げやすくなるアテンションエコノミー、同質的な主張を繰り返し表示させて情報源が偏るようになるフィルターバブル、自分と似た意見を持つ人々とだけ交流することで自分の意見が強化・増幅されるエコーチェンバーといった、SNS特有の性質を背景に、センセーショナルに拡散されることとなった。これらの主張が、事実と反するものである上、少数者の基本的人権を大きく侵害し、市民に分断を持ち込むものであって、憲法的価値に真っ向から反するものであることは明らかである。
- 3 私たちは、「不平等に優遇された外国人」等の事実に基づかない虚像がふりまかれることで、市民の間に分断が持ち込まれ、マイノリティの権利が侵害される事態を、決して看過することはできない。私たちは、法律家の立場から正確な根拠に基づく情報発信に努め、憲法的価値を踏みにじる言説に正面から対決することを宣言する。

現状の政治が抱える問題点を解決するためには外国人等少数者に対する不当な攻撃ではなく、大企業等への優遇税制の是正、企業団体献金の禁止、米国に迎合した大軍拡路線の転換、生活保護や最低賃金の水準を真に「健康に文化的な生活」を保障するものに引き上げること等、日本国憲法の基本的価値に沿った改革こそが必要である。私たち自由法曹団東京支部は、そのために奮闘してきたし、今後よりいっそうの力を尽くすことを宣言する。

2025年8月23日

自由法曹団東京支部サマーセミナー

ⁱ⁾ 7月10日読売新聞社説は「国民民主党は、『日本人が払った税金は日本人のために使う』と訴えている。だが、その理屈が通るなら、訪日客を含む外国人が納めた消費税は、社会保障に使ってはいけないことになる。排外主義のような主張は慎むべきだ。」と批判している。<https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20250710-OYT1T50009/>

ⁱⁱ⁾ 外国人の刑法犯検挙人数は、2023年は9726人であり、2005年の1万4786人から減少傾向にある。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250716/k10014864391000.html>

ⁱⁱⁱ⁾ 福岡厚労大臣は本年7月15日の記者会見において、国民健康保険において外国人の被保険者割合が4.0%であるのに対し、総医療費に占める外国人の割合は1.39%である等のデータから、医療費等において外国人の割合が高いということはないとした。https://www.mhlw.go.jp/stf/kaiken/daijin/0000194708_00833.html

参議院選挙の感想

烏谷 知樹（アディーレ法律事務所）

今年の参議院選挙においては、本来話し合うべき点を話し合うことができないまま、外国人の問題、差別、ヘイトが俄に論点となり、こうした論点を繰り広げ、自らの土俵に引き込んだ政党が勝ったものと言うべきだろうか。私自身、この参議院選挙を通じ、差別、ヘイトの問題について考えさせられ、レイシズムで票を稼ごうとする者に議席を取らせてはいけないと思ってはいたが、まんと外国人問題と標榜する者にしてやられたと反省すべきである。冷静になり、今解決すべき社会問題全般を見渡し、議論の方向性を誘導する力が求められる結果であろう。

この参議院選挙において、私の主観ではあるが、本来なら、食糧問題について深く議論をすべきであったと思う。食糧問題は生産者、消費者の両面から問題を検討し、解決する術を提示していくべきであった。消費者の問題については、俄にお米の価格が上昇したことだけが問題ではない。こども食堂、夏休みに子どもに食事を摂らせることができない家庭、コロナ禍の際の食料品の給付など、かねてからわが国には食糧問題があったのである。こうした食糧問題について民間のボランティア等に頼りきりにしてきたこと、政府が食糧問題について有効な対策ができていないからこそ、消費者側の食糧問題は解決していないのではないか。生産者側の食糧問題として、お米の問題のみならず、第1次産業従事者の所得の問題等、従来からある問題を放置しているだけでなく、江藤農林水産大臣は「私はコメを買ったことはない」などと発言し、辞任に追い込まれた。江藤氏から農林水産大臣を引き継いだ小泉氏はJAをやり玉にあげた他、「レンタルやリースが当たり前の農業界に変えていく」などと発言し、まるでお米や野菜、フルーツ等の農業の現場を理解していないかのような発言に終始し、有効な食糧問題の解決策を提示できていなかったと考える。私自身、祖父母の家がみかんやキウイフルーツを作っている農家であり、祖父母の家の農作業を手伝ってきたことから、自分の中では農業の現場をわずかではあるが見ているつもりである。食と農林水産業の問題を解決するためにも、第1次産業従事者に対する補助金等、所得を増やす政策や、農業生産量を増加させるための政策等、国民に必要かつ十分な食糧が行き渡らせる政策を各政党が検討し、参議院選挙において議論を深めてほしかった。

上記の食糧問題だけでなく、我が国の課題は多岐にわたるが、各課題を検討し、議論できる環境としての選挙にしていけるよう、政治家のみならず我々有権者も目を見張ってなければならない、そのように感じる結果となった。

＜追悼＞上条貞夫先生

橋本 佳子（東京法律事務所）

上条貞夫先生が、6月29日に逝去されました。93歳でした。

「ひとりで何役もの人生を、情熱的にそしてさわやかに駆け抜けた」、それが上条先生の印象です。

1958年4月に黒田事務所（後の東京法律事務所）に入所され、もちろん労働弁護士としての活動がその中心でした。上条先生が2021年に団の「先輩弁護士に聞くシリーズでも「権利闘争の、勝敗の分かれ目」として紹介されていた山恵木材解雇事件、東洋酸素整理事件、日立・田中残業1回拒否解雇事件、スカンジナビア航空変更解約告知事件、日航165名解雇事件をはじめ、数え切れないほどの事件を担当された。会社の巧みな新手の攻撃に第一審で負けた事件で弁護団から請われ、あるいは自分から押しかけ参加する姿に感動しました。

労働事件に対する上条先生の心情は何と言っても労働者の要求を最も大事にすること、そのために労働者に「NO」を言わない、そのうえで理論面を徹底して研究し尽くす、でした。ですから労働者からの信頼はそれはそれは絶大なものがありました。事務所には後輩が育っているはず（？）なのに、90歳を過ぎてからも労働事件の新作相談が続いていました。

私は、この約10年間、東京医労連の病院の人事考課制度導入等に対する都労委への不誠実団交不当労働行為事件をいくつもご一緒しました。私はとても無理、やる意味があるのかと思うことが多かったのですが、最終的に和解で例えば考課制度が導入されながらも、職場の権利を認めさせる成果を勝ち取り、その闘いの中で組合の団結が強まり、組合員が増えるという成果につながるなど、組合から感謝されることを何度も経験しました。

以前の支部ニュースの上条先生の「若手弁護士へのメッセージ イデオロギー闘争について」でご覧になられた方も多いと思いますが、敬服するばかりなのが、理論研究です。労働事件では、例えば横行した派遣切りに対して、西ドイツ最級審の一連の判例があることを図書館通いして突き止めるなどたくさんありますが、とりわけ国家機密法、政党法・小選挙区制、盗聴法などの悪法阻止闘争に精力を注ぎました。政府が外国（特にドイツ）にも先例があるからとの説明に、ドイツのナチス以来の反動体制の実態を分析批判し運動に寄与しました。小選挙区制についてはドイツの選挙法制の歴史と理論を踏まえて国会政治改革特別委員会で公述人を務めました。ドイツの研究はもちろん原書の読み込みでした。そこに通底するのは「不正義は絶対に許さない！」という上条先生の怒りそのものだと思います。

「東京事務所は文化果つところ」というのが上条先生の口癖で、声楽・合唱・ピアノへの情熱も並々ならぬものがありました。ドイツ語による独唱の発表会、とりわけ「これから第九に」と言って年末の第九合唱団のレッスンに行くときの嬉しそうな様子は今でも目に浮かびます。法会労

の皆様が中心の合唱団ソレイユでは配偶者（桜陰学園教師）と一緒にしました。ピアノは私と同じ教師のレッスンを受けて、何十年も励まし合ってきましたが、年一回の発表会は二人とも緊張しく、
「うまくいった」ということはまずなかったことを明かしてしまいます。

上条先生がお亡くなりになられる10日前にお見舞いに行きました。上条先生は「しばらく！」と懐かしそうにはっきり言われたのです。こんなに早くお別れになるとは思ってもいませんでした。ベットのサイドテーブルにはボロボロになったドイツ語の辞書が置いてありました。

上条先生、ありがとうございました

全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特長（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかをを選んでいただきます。
- 入院による就業不能時を厚く補償するワイドプラン（入院による就業不能時追加補償特約）をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

＜月払保険料表＞ スタンダードプラン（A型）、団体割引25%、保険期間1年、職種別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害（認知症含む）による就業障害も補償します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

＜月払保険料表＞ 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

＜取扱代理店＞

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎
〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03-3405-0041（全国弁護士グループ専用）
（受付時間：平日の午前9時30分から午後6時まで）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL：03-3349-5401 FAX：03-6388-0160
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

（SJ24-07764 2024年9月17日）